

現代ミリタリズム論序説（Ⅰ）

瀬 瀬 厚

はじめに — ミリタリズムの定義をめぐって —

ミリタリズムを対象として分析していく場合、研究史上その定義や位置づけをめぐって多くの論争が存在する¹⁾。一般的な意味でのミリタリズムを簡単に整理すれば、ミリタリズムとは、軍事に関わる諸問題や価値が政治・経済・教育・文化など各領域において強い影響力を持ち、政治行政レベルで軍事第一主義の思想が最優先される政治社会体制を意味する。そこでは軍隊の充実が国家発展の原動力と考えられ、軍人は国家の中核的存在として尊敬の対象とされる。古代ギリシアの都市国家スパルタ、古代ローマ帝国、フランコ独裁時のスペイン、帝政期のドイツ、満州事変から敗戦に至るまでの日本などが、ミリタリズムを基調とする政治支配が行われた国家と指摘されてきた。

現代においても、第三世界を中心に軍人が政治支配を続けるか、あるいは政策決定に大きな影響力を維持している国家が少なくない。これらの諸国では、軍人支配への不満や国内民主化の立ち遅れへの民衆の抗議行動に、しばしば軍事力を動員して、これを弾圧・排除するといった強権政治を発動する傾向がある。軍事政権は国内引き締めのために対外危機を煽り、時には戦争に訴えることで軍事政権の維持を図った歴史が少なからず存在してきた。このようにミリタリズムは、好戦的な外交姿勢と強権的な国内政策を採用する傾向が強い。

これらの諸国では、国民に基盤を持たない軍部が資本家や高級官僚など一部の特定グループとの癒着を深め、軍産官一体化による政治支配体制を敷くことになる。そこから民意から遊離した政治の運営と、民衆敵視の姿勢が露骨に現れもする。また、支配内部では癒着構造の長期化と、民衆の監視能力が著しく制限されていることから、腐敗が生じ易くなる傾向が見られる。こうして強権政治を貫く軍事支配は、表面上の安定に反して、その内部では諸矛盾が蓄積され、その内部から崩壊する可能性を絶えず持ち続けることになる。従って、ミリタリズムを基調とする政治支配は、諸矛盾の蓄積を強権力で押さえつけながら体制維持を図らねばならず、表面的な堅固さに反して不安定要因を抱えた政治体制とも言える。

そこで注意しておきたいことは、ミリタリズムが強大な軍事力や軍事機構の存在自体を示すものではなく、そうした存在を背景としながら軍事的な価値観が政策決定の場や思想・精神のなかで大きな比重を占めることを意味することである。逆に強大な軍事力や軍事機構が存在しなくとも、軍事主義的な発想や着想が常に指向され、評価されるような社会や意識の在り方をも含めてミリタリズムと言えよう。ミリタリズムとは政治制度、政治構造、政治意識、政治思想などの諸分野に関わるレベルで検証の対象とされるべき問題としてある。それ故、ミリタリズムの問題は、決して過去の問題としてあるばかりか、すぐ

れて現代政治を考察するうえで不可避の問題としてあり続ける。

同時にミリタリズム論が今日の政治研究において積極的な意味を求めるとすれば、すでにベルクハーン (Volker R. Berghhan)²⁾が指摘したように、ミリタリズムそのものの現象形態や機能に分析の対象を置くのではなく、むしろミリタリズムを発生させる社会秩序の性格や構造の厳密な分析にこそある。また、そのことによってはじめて、現代のミリタリズムの本質と性格がよりの確に把握されることになるだろう。

小論の目的は、そうしたことを念頭に置きながら、今後何回かに分けて様々な論者による現代ミリタリズム論の紹介整理を通じ、日本軍国主義や軍事化概念、さらには政軍関係論 (民軍関係論) などの分析と新たな研究視角を提起していくことにある。その最初として本稿では、全体の序論とも言うべき内容で、ミリタリズムの基本概念や筆者の関心対象を若干紹介しておきたい。

第一章 ミリタリズムの基本概念

1. 概念としてのミリタリズム

歴史的に見て、明らかにミリタリズムが支配する政治体制と認定できるものが、古代の世界から存在していたとしても、概念としてのミリタリズムの用語が使用されたのは、それほど古いものではない。すなわち、近世イギリスのクロムウェル (Oliver Cromwell, 1599~1658)³⁾が行った独裁政治の時代において、軍事権力の優位性を示す用語として使用されたのが最初とされる。

名誉革命 (1688年) を経て、イギリスの民主主義や議会主義が確立し、以後政党責任内閣制が成立していく過程で、それまで常備軍を権力基盤として絶対的な権力を振るい続けた国王の優位性自体も同時に崩れていく。文民権力の優位性が明白になっていく過程で、近代イギリス国家が成立していったのである。その意味からすれば、近代イギリスはミリタリズムを克服するところから出発しており、以後原則として、文民による政治運営が行われてきたと言える。

各国ミリタリズムの比較史研究を進めているベルクハーンは、既述の著作のなかで、フランスの啓蒙思想家モンテスキュー (Montesquieu, 1689~1755) も三権分立を主張した代表作『法の精神』(De l'esprit des lois, 1748) において、肥大化の性質を持つ常備軍の危険性と、それに伴う財政負担の増大、国家と市民から孤立する軍を中核とするミリタリズムの危険性を説き、さらにはドイツの哲学者カント (Immanuel Kant, 1724~1804) やフィヒテ (Johann Gottlieb Fichte, 1762~1814) も、軍の存在自体が平和と経済的繁栄にとって有害であると論じている点に着目している。

なかでもフィヒテは、一八〇六年のナポレオンのドイツ侵攻にあたって有名な『ドイツ国民に告ぐ』(1808)の演説をおこなった人物だが、その演説の基調の背景には、軍人であるナポレオンが君臨する軍事国家フランスへの強い不信と警戒心が示されていた。このようにミリタリズムの概念は、一七世紀後半から一八世紀にかけてヨーロッパにおける近代国家の成立と前後して生まれということが出来る。

その後、ミリタリズムの体系的な概念が漸次出来上がったわけではなく、それとほぼ同

義語として「軍事国家」(Militärsstaat)、「軍の支配」(Militärherrschaft)、「軍事型社会」(militant type of society)などの用語が用いられた。そこに盛り込まれた概念は一律ではなく、一般化して言えば、文民あるいは市民が主体となるべく国家にあって、非文民たる軍人が国家の権力の中枢に座り、戦争を国家発展の原動力と位置づけたり、軍事力という国家暴力によって政治の運営を押し進めようとする政策全体を意味するものであった。

そのなかで特に重要だと思われるのは、ミリタリズムの支配した絶対主義の時代と決別して、市民＝文民が政治主体としての役割を担う過程で、多くの犠牲を払いつつミリタリズムの危険性が解消されていったことである。言い換えるならば、市民＝文民が政治主体としての位置を獲得することが民主主義の実現とすれば、まさに民主主義はミリタリズムを溶解する決め手であった。その意味で大著『軍国主義の歴史』(A History of Militarism: Civilian and Military, 1938)を著したアメリカの歴史学者ファークツ(Alfred Vagts)が、その著作のなかでミリタリズムの対置概念を平和主義(Pacifism)ではなく、文民主義(Civilianism)としたことの意味は重要である。

ミリタリズムの対置概念として文民主義を提唱することで、逆にミリタリズムが市民＝文民を政治主体とする民主主義と相矛盾するもの、共存不可能なものとする定義が明確にされていたのである。それは市民主体の政治体制の実現と、個人の自由と平等の理念を追求して登場してきた民主主義との絡みで、ミリタリズムのもつ意味を考える必要性を指摘したものと言えよう。

2. マルクス主義者のミリタリズム論

要するにミリタリズムの概念は、軍事機構という国家の暴力を背景に、利益や権力の独占を図り、個人を国家の所有物と位置づけたうえで徹底した個人への抑圧を常態化していくような国家なり社会、あるいはそうした在り方を肯定する考えを指す。そこでは軍人が権力の頂点に立ち、強大な軍事機構が存在していなくとも、そうした在り方を積極的に容認しようとすることをも含めてミリタリズムと規定することも可能である。

こうした概念とはやや異質なミリタリズムの概念を展開する議論も確かに多く見られる。その代表例がマルクス主義者の展開するもので、そこではミリタリズムが資本主義社会における階級社会の秩序に本来的に内在するものであって、階級社会という本質が解体されて、階級なき社会が実現するまではミリタリズムは存在し続けるというものである。

そうしたミリタリズム批判の概念や理論を、マルクス主義者であるカール・リープクネヒト(Karl Liebknecht, 1871～1919)¹⁾は「軍国主義論」で、またローザ・ルクセンブルク(Rosa Luxemburg, 1870～1919)は、『資本蓄積論』(Die Akkumulation des Kapitals, 1913)などの著作のなかで盛んに展開している。特にルクセンブルクは、ミリタリズムが資本主義の拡大と発展のために後進地域で様々な収奪を行うことを特徴とした。ベルクハーンの整理によれば、ミリタリズムは剰余価値の実現の卓越した手段として機能し、またそこでは軍需産業が剰余価値の生産と資本蓄積のために徹底して活用されるというのである。

軍需生産が資本主義の発展のなかで、剰余価値の生産と資本蓄積のために実際にどこまで有効であるか厳密な経済分析が必要であることは言うまでもないが、ただここではミリタリズムが資本主義に内在する本質的な特性であり、ミリタリズムが資本主義の主要な一側面であるという指摘は重要と思われる。ルクセンブルクは、それを「資本主義的軍国主

義」なる概念で説明しようとした。

ところで今日、帝国主義論の存在を知る私達は、彼女のミリタリズムの概念が限り無く帝国主義論と重複することに気づく。資本主義生産の継続を図るため資源と市場を海外に求め、その結果として膨張主義路線を選択するのが帝国主義国家の一般的形態であり、そのような帝国主義政策を貫徹していくうえで強大な軍備が不可欠な要素としてあった。ルクセンブルクのミリタリズム論は、このように帝国主義と表裏一体のものとして把握されていたようだが、やや強引な解釈をすれば、ここで言うミリタリズムは国内政策あるいは国内政治構造の特質を示し、帝国主義は外交政策および国内の経済構造の特質を示す用語として理解することも可能と思われる。

さらに戦後マルクス主義者は、高度資本主義社会に派生するミリタリズムを封建制から資本主義への過度期におけるミリタリズムと区別して、「帝国主義的軍国主義」とすべきであることを主張している。「資本主義的軍国主義」あるいは「帝国主義的軍国主義」にせよ、既成のミリタリズム論が必ずしも重視してこなかった経済システムの構造自体に、ミリタリズムの発生要因を求めるという着想は、それが依然として理論的に充分展開されていないとしても重要である。

確認しておきたいことは、いずれにせよミリタリズムの概念が単に軍の政治への関与とか影響力の多少を指標にするものではなく、民主主義の成熟度の問題と密接な関係を持ったものとしてあること、また資本主義の構造に内在するひとつの特性としてあること、そして原則として人間社会が自由で平等の獲得を究極の目標として設定した場合、ミリタリズムは、これに歯止めをかけようとする内容を秘めたものとして、常に批判の対象としていくことが必要となる。

3. 現代の軍国主義論

アメリカの政治学者であるラズウェル (Harold D. Lasswell) は、日米開戦の年の1941年に「兵営国家と暴力の専門家」(*The Garrison State and Specialists on Violence*)⁵⁾ という著明な論文を発表し、今後の社会では暴力の専門家が最強の集団を形成する結果、所謂「兵営国家」(garrison state) と称すべき国家の出現に警告を発している。ラズウェルが「兵営国家」論を展開することになった直接の契機は、当時ヨーロッパ大陸を席巻しつつあったナチス・ドイツをモデルとしたものであった。

ラズウェルの示した「兵営国家」では、民衆に向けて物理的なテロによる威嚇が頻繁に用いられ、戦争の危機を宣伝することで心理的なテロをも併用されることを特徴とするものであった。その結果として暴力の専門家達は支配の技術を駆使して民衆を操作することで、実質上統制・管理を押し進めることになる。そこでは科学者や技術者が暴力の専門家のために動員され、「兵営国家」の中味をより高度に、より完全ならしめるのに一役買うことになることと指摘した。

ラズウェルの「兵営国家」論は、確かに当初はナチス・ドイツをモデルとしたものであったが、ナチス・ドイツ崩壊後は、冷戦時代におけるアメリカのライバルであったソ連がモデルとされた。恐らく彼はソ連における巨大な軍備拡充計画とその実施の過程で、暴力の専門家たるエリート軍人や軍需産業に携わる軍需官僚達の存在を頭に描いていたと思われる。確かに冷戦構造が崩壊した今日では明らかになっているが、ソ連社会における経済シ

システムが行き詰まりの大きな原因に、アメリカとの冷戦対立のなかで、これら暴力の専門家達が豊富であったはずのソ連国内の資源を食い潰したことが真っ先に挙げられるのである。

ラズウェル流に言えば、ソ連崩壊の原因は、ソ連が冷戦を生き抜くために「兵営国家」化の道を突き進んだ報いということになるであろうか。いずれにせよ、ソ連は「兵営国家」としての国家形態を取り続けたがために、経済に破綻を来し、政治民主化の実現という本来の社会主義の目標と理想から大きくかけ離れてしまったと言うこともできよう。

一方の相手国であるアメリカとて問題がないわけではない。アメリカの政策決定において、今日において依然として多大な政治影響力を握る軍需産業の存在は、よく知られているところである。先の湾岸戦争に突入する経緯を見ても、軍需産業界の意向がいかに強くブッシュ政権を後押ししたかは、これもよく知られているところである。

第二次大戦後だけをとってみても、朝鮮戦争やベトナム戦争などを含めて、アメリカにおいても軍需産業界と、これと密接な関係にあるアメリカの軍部が重要な位置を占めているのである。この意味で、現在のアメリカもある種の「兵営国家」と言えよう。「兵営国家」が直ちにミリタリズムと断定できないにしても、そこにおける共通項は極めて多い。

第二章 政軍関係論からのアプローチ

1. 政軍関係論の基本視角

現代ミリタリズム論を考察していくうえで、筆者は政軍関係論の適用が極めて重要だと考えている。まず、ここではその政軍関係論の基本概念なり理論を紹介しておきたい。

一九五〇年代以降、ミリタリズム論争に参加したモーリス・ジャンヴィッツ (Morris Janowitz)⁶⁾、サミュエル・ハンチントン (Samuel P. Huntington) らのアメリカの政治社会学者達は、ミリタリズムの概念に代わる政軍関係論あるいは民軍関係論 (Civil-Military Relations) という用語を用い始めた⁷⁾。

本来政軍関係論は、軍隊社会学あるいは戦争社会学 (Military Sociology) のひとつとして出発したもので、それは軍人研究、軍隊研究、戦争研究と並んで政軍関係の四つに区分されるのが通例となっている。軍隊と社会との関係に着目して、政治社会構造における軍隊の重要性を説いたスタニスラフ・アントレスキー (Stanislav Andreski) は、『軍隊組織と社会』 (Military Organization and Society, 1968) で、軍国主義、軍隊と社会、新興国家における軍隊研究と同時に、軍隊への政治統制の効率的な手段を摸索することに注意を払っている。

こうした動きと前後してジャンヴィッツやハンチントンらが本格的な政軍関係研究を開始した。これのアメリカの研究者の政軍関係論の特徴は、第二次世界大戦後において、戦勝の余勢によりますます肥大化の傾向を強めるであろう軍隊を、いかにして他の政治社会組織と調和させながら、その正統性を獲得していくかに主眼が置かれていた。そこで最大に関心が払われたのは、基本的には軍隊の存在を容認したうえで、軍隊統制の方法・手段を検討することであり、軍隊の政治影響力の拡大のメカニズムを研究対象とする従来のミリタリズム研究とはやや趣を異にしていた。

ただ、政軍関係論では政治と軍事の本来不可分の関係を取りあえず二分することで、両者の関係や構造を明らかにし、その作業を通じてミリタリズムの成立過程とメカニズムを把握しようとしたと理解することも可能である。たとえば、ハンチントンは『軍人と国家』(Soldier and States, 1957)で、文民(Civilian)が軍人を統制する方法について、軍人の専門職業性に着目し、その社会的政治的存在としての自律性を重んずることを基本的な前提としている。すなわち、ハンチントンによれば軍人や軍人から構成される軍隊や軍事機構は、社会的政治的存在として評価すべきであり、一定の社会的政治的役割を担うものとして、社会や政治との合理的な関係をつくりあげることが必要と言うのである。

ハンチントンのこうした軍人と文民との在り方を「客体的文民統制」(objective civilian control)と称し、従来ように軍事領域の自律性をみとめず、軍事は本来的に文民の統制に服すものとする、文民統制の在り方を「主体的文民統制」(subjective civilian control)として区別した。これ以後アメリカの政治学界において、政軍関係論あるいは民軍関係論が、このハンチントンの議論をめぐって活発に展開されることになる。

ここで問題とされる点は、既成の文民統制があまりにも文民の主観的立場によって統制が任意に実施される結果、軍事領域が常に不安定な状況に置かれ、ひいては非合理的な軍縮の脅威にも晒される可能性が強いと主張が展開されていることである。逆に「客体的文民統制」とは、統制の客体としての軍人の社会的政治的役割を積極的に認めようとするものであり、軍事領域は政治からの非合理的と思われる統制に対して、場合によっては拒否できる可能性を残すことを意味している。

ハンチントンの「客体的文民統制」論は、結局、第二次世界大戦後に本格化した米ソの冷戦時代を背景にして、アメリカ軍事力の存在に正統性を獲得するがために生みだされた理論であり、実際に戦後のアメリカは文民統制を支えとして、強大な軍事機構を生みだすことになった。その意味でこのハンチントンの議論は、ミリタリズムの問題と関連させて言えば、軍事力の強大化と軍事機構の肥大化、その結果としての有力な政治勢力としての軍部が成立したとしても、それが専門職業的存在としての形式を整えている限り、文民が主体として機能する民主主義社会との併立は可能だという理論を提供することになったのである。そうした理論で、本来的には民主主義と矛盾する軍隊も、堂々と拡大する切符を手にしてきた事実があった。

したがって、アメリカでは少なくともある意味で社会的政治的に認知された形で強大な軍部が登場し、軍事的安全保障政策が今日においても強力に押し進められていると言えよう。朝鮮戦争、ベトナム戦争、先の湾岸戦争における開戦決定過程を見ると、相当程度にアメリカ軍部の意向が働いていたのである。

冷戦構造が事実上終結した現在においてもブッシュ政権が打ち出した「新世界秩序構想」と称する新たな世界戦略でも、軍事力を基軸に据えた安全保障論が依然として幅を利かす状態が続いている背景には、やはりアメリカ社会に内在するミリタリズムの体質を看取せざるを得ない。かつて、アメリカのジャーナリストであるトリストラム・コフィンが『武装社会』(Armed Society, 1964)のなかで、アメリカを軍事福祉国家あるいは武装社会という用語で捉えようとしたように、そこに依然強力なミリタリズムの存在を指摘できよう。

2. 軍隊の政治介入の原因

さて、ミリタリズムの本質や実態に迫り、政軍関係論を政治学のなかに定着させていくうえで重要な役割を果たしたハンチントンらの政軍関係理論の一端を紹介しておきたい⁹⁾。

ハンチントンが特に強調した点は、近代軍隊における将校団を固有の性格を持った職業団体とみなし、その構成員たる将校を職業人として明確に位置づけたことにある。その場合、将校は「暴力の管理者」(management of violence)として「専門の技術」を持ち、暴力の依頼人・顧客である国家の軍事的安全保障における「責任者」としての役割を担い、将校団はそれ以外の団体・組織から区別される「団体性」(corporate character, Corporateness)としての個性を持った組織集団として特徴づけられた。

ところが、エイモス・パールマター(Amos Perlmutter)⁹⁾は、『現代政治における軍と政治』(*The Military and Politics in Modern Times: Professionals, Praetorians and Revolutionary Soldiers*, 1977)で、ハンチントンの言う「団体性」が肥大化することで、専門職業集団としての軍隊が政治に介入する余地が出てくることを指摘している。パールマターは、そのことを古代ローマ帝国において元老院を防衛する任務にあった近衛兵(Praetorianus)が、自らの職域を逸脱して武力を背景に元老院に対し自分達の意のままになる候補者を皇帝に押しつけることで政治に介入した故事に倣い、そのような政治介入の実態を「プリートリアニズム」(Praetorianism)という用語で説明している。

これは現在、「近衛兵主義」あるいは「軍閥化現象」などの訳が当てられているが、要するにパールマターは、軍隊の「団体性」としてのエゴイズムが政治介入に駆り立てると論じたるように、軍隊の「団体性」なり軍事領域の自律性を容認することが、軍隊の政治介入を回避できる方法としたハンチントンの主張を否定しているのである。

パールマターのハンチントン批判は、戦前期日本の軍隊の政治介入の例を挙げれば的を得たものであることが理解できる。事実、天皇の私兵として創設された日本軍隊は、それゆえに「皇軍」(こうぐん)と呼ばれ、軍事機構としても軍隊を支える精神面においても天皇に直属する国家暴力装置として機能した¹⁰⁾。

それが、日本軍隊外の社会人を「地方人」と呼ぶほどに団体としてのエゴイズムを發揮し、他の権力機構と対比して類稀な排他性と独善性を發揮して、政治の統制を拒否し、逆に政治への介入を常態化させることになった。そして、軍部独裁あるいは軍ファシズムと呼ばれるようなミリタリズム体制をつくりあげたのである。

軍隊の政治介入の原因を考えるうえで重要な示唆を与えるのが、サミュエル・ファイナー(Samuel E. Finer)¹¹⁾の議論であろう。ファイナーは主著『馬上の人』(*The Man on Horseback: The Role of the Military in Politics*, 1962)において、パールマターとほぼ同様に、軍隊としての専門職業性や「団体性」が文民当局との衝突の原因であり、その場合次の三つの衝突の可能性を挙げている。

第一に、その専門職業性・団体性が文民政府以上に自らを国家の奉仕者と自覚させ、その愛国心の発露として文民政府にとって代わることにより、健全な国家に復元したいとする欲求を具体化しようとした場合である。戦前期日本において、一九三〇年代における政党政治の腐敗に国家の危機を看取した軍人達が、五・一五事件(1932年)や二・二六事件(1936年)を引き起こして政党政治を打倒しようとした背景には、その是非は別としても、強烈な愛国心が介在していたことは確かであろう。

第二には軍隊が極めて閉鎖的な集団・組織となり、また純粹培養されることを通じて、その排他性・独善性を強めていき、軍隊以外の社会と意識的・無意識的な隔離を指向する傾向を顕在化させた結果、客観的な判断思考が不可能に陥った場合である。軍隊は教育・訓練を通じて専門性を強化する一方で、柔軟性を欠如させて、ある種の孤立感をも深める傾向が強い。そのため必要以上に、みずからの存在性とか正統性の獲得に躍起になる性向を持つ。それで、国際情勢の推移に逆行してでも時として無謀な軍事行動を引き起こしたり、軍事政策の採用を強行しようとするのである。先のアジア・太平洋戦争の出発点となった満州事変(1931年)で、関東軍という日本の出先軍隊が採った行動は、その典型的な事例であろう。

第三に、文民政府が反政府的人物や勢力を押さえ込むために、軍隊を利用しようとすることへの反発から行動を起こす場合である。軍隊は本来、高度に純粹培養された組織であり、国家あるいは国家体制を擁護するための最後の物理的手段として、通常は非政治的存在として自らを位置づける。それが政争の道具として利用されること自体、彼らの威信を傷つけることになるのである。

ファイナーは、このように政治介入の三つのケースを示しているが、同時に介入の段階を、影響力(influence)行使→圧力(pressure)の行使および「ゆすり」(blackmail)→内閣・支配者の差し替え(displacement of civil cabinet)→文民による政治体制の一掃と軍政の確立(supplantment of the civil regime)という四つに分類している。

ファイナーは、これの四段階の結果に対する軍部による政治支配の形態を、「制限的・間接的支配(Indirected, limited military rule)」、「完全な間接支配(Indirect, complete military rule)」、「二重支配(Double rule)」、「直接的な軍部独裁(Direct, military rule)」、「直接的な軍部独裁下における疑似文民政府(Direct, quasi-civilianized rule)」の五つの範疇に分類している¹²⁾。

ファイナーは、この分析概念を用いて戦前期日本のミリタリズムが「発達した政治文化」を持った国家社会に発生したものと位置づけたうえで、軍部が文民政府に「圧力」ないし「ゆすり」を使って政治介入を果たし、最終的には軍部による「制限的で間接的な支配」が貫徹されたと結論づけている¹³⁾。

このように日本のミリタリズムの性格および発生メカニズムと構造的要因を検討するうえで、ハンチントンやパールマター、それにファイナーらの分析は極めて示唆的であると同時に、現代のミリタリズム分析を進めるうえでも不可欠の方法論を提起している。それで、この小論では紹介できなかった種々のミリタリズム論を再検討しながら、より客観的で科学的な現代ミリタリズム論を構築していくうえでは、さらに多くの各国ミリタリズム研究の比較と、ミリタリズムの現状把握を鋭意進めていくことが重要であると考えている。

(つづく)

[1992.9.30.稿]

註

- (1) 小論では、Militarism を学界だけでなく一般に定着している「軍国主義」と訳すことを敢えて避け、「ミリタリズム」とした。その理由は、ミリタリズムの概念が実際多義にわたっており、「軍国主義」の訳語では到底包摂できるものではないこと、筆者自身が考えている訳語が実は「軍事主義」であること、そして何よりも筆者の関心がミリタリズムを派生させる社会秩序や国家形態、さらには民衆の政治意識や政治文化にあり、同時にミリタリズムに帰結するまでのプロセスにあることである。その意味で、「軍事主義」(Militarism) と「軍事化」(Militarization) の概念に注目していきたい。

尚、筆者は拙稿「軍国主義 Militarism」(『現代政治学事典』ブレーン出版、1991年)で、その基本概念を要約している。また、筆者が今後注目していきたいと考えているミリタリズム関係の著者と著作の主なものを以下にあげておく。

James L. Payne. *Why Nations Arm*, 1990; Azar Gat. *Origin of Military Thought: From the Enlightenment to Clausewitz*, 1989; Michael Parenti. *The Sword and the Dpilar: Imperialism, Revolution, and the Arms Race*, 1988; Robert Art & Kenneth N. Waltz, editors. *The Use of Force: Military Power and International Politics*. 3rd ed. 1989; A. F. Mullins, Jr. *Born Arming: Development and Military Power in new states*, 1987; Philip S. Foner. *Militarism and Organized Labor: 1900-1914*, 1987; Ben Silverstein. *Militarism in Soviet Union and the United States*, 1987; Alma H. Young & Dion E. Phillips, editors. *Militarization in the Non-Hispanic Caribbean*, 1982; Miles D. Wolpin. *Militarization, Internal Repression and Social Welfare in the Third World*, 1986; Ronald H. Stone & Dana W. Wilbanks., editors. *The Peace-making Struggle: Militarism and Resistance*, 1985; Eliot A. Cohen. *Commandos and Politicians: Elite Military Units in Modern Democracies*, 1984; Girish Mishar., editor. *Economic Effects of Militarim*, 1984; Ye Burgrow. *The U. S. Military-Industry Cmplex Is a Threat to Peace*, 1984; Michael Seehan. *The Arms Race*, 1983; Asbjorn Eide & Marek Thee., editors. *Problems of Contemporary Militarim*, 1980; Michael E. Howard. *Soldiers and Governments: Nine Studies in Civil-Military Relations*, 1978; George B. McClellan. *The Armies of Europe: The Military System of England, France, Russia, Prussia, Austria, and Sardinia*, 1976; Kenneth Fidel., editor. *Militarism in Developing Countries*, 1975; R. A. Faramazyanyan. *U. S. A: Militarism and the Economy-A Soviet View*, 1975; Arthur D. Larson. *Civil-Military Relations and Militarism: A Classified Bibliography Covering the United States and Other Nations of the World*, 1971

- (2) 小論が特に参考とするのは、*Militarismus: Die Geschichte einer internationalen Debate*. 1981である。最初英語版で発表され、後にベルクハーン自身が加筆修正してドイツ語版を刊行。昨年、三宅正樹氏の手で『軍国主義と政軍関係—国際的論争の歴史—』と題して南窓社から翻訳版が刊行された。ベルクハーンについての詳細は、三宅正樹「ドイツ軍国主義の研究視角—ベルクハーンの著作を中心として—」(村瀬興雄先生古希祝賀記念論集『政治と思想』立正大学西洋史研究室、1983年)および『軍国主義と政軍関係—国際的論争の歴史—』所収の「訳者解説」を参照。尚、ベルクハーンの主著には次のものがある。彼のミリタリズム論分析は今後筆者の課題でもある。

Der Stahhelm. Bund der Frontsoldaten 1918-1935. Düsseldorf 1966; *Modern Germany*,

- Society, Economy and Politics in the Twentieth Century*, Cambridge 1982, Second enlarged edition 1987; *Rüstung und Machtpolitik. Zur Anatomie des "Kalten Krieges" vor 1914*. Düsseldorf 1973; *The Americanisation of West German Industry, 1945-1973*. Cambridge 1986; *Germany and the Approach of War in 1914*. Saint Martin's Press 1974
- (3) クロムウェルは1653年に共和国イギリスの国家元首(護民官)に就任し、軍事力を基盤に議会権力を上回る権限を掌握した。一時期であったにせよ議会権力=民主主義勢力の存在を軍事権力で抑圧する体制=軍事支配体制を確立し得た経緯と原因の究明と分析はミトリズム研究にとっても重要である。
- (4) リークプネヒトの『軍国主義論』は、*Militarismus und Antimilitarismus unter besonderer Berücksichtigung der internationalen Jugendbewegung*, 1906に所収。(英訳版 *Militarism & Anti-Militarism*, 1969)
- (5) 同論文は、*American Journal of Sociology*(January 1941)に所収。尚、ラズウエルの代表的著作には *Psychopathology and Politics* 1930; *Politics: Who Gets What, When, How* 1936 *Power and Personality* 1948などがある。
- (6) ジャノヴィッツの主著には、*The Military in the Political Development of New Nations: An Essay in Comparative Analysis*. Chicago, 1964があり、これは張明雄訳で『新興国の軍部』と題して出版(世界思想社 1968年)されている。
- (7) 政軍関係論の研究は、日本において先行研究の蓄積が依然不充分と言える。そのなかで次のような三宅正樹氏の一連の研究がある。「ドイツ第二帝政の政軍関係」(佐藤栄一編『政治と軍事—その比較史研究』1978年)、「文民統制の確立は可能か—政軍関係の基礎理論」(『中央公論』1980年9月号)、「政軍関係の視角から見た一九三〇年代の日本」(三輪公忠編『再考・太平洋戦争前夜』1981年)、「危機と政軍関係—世界恐慌とデモクラシー」(富田信男他編『危機とデモクラシー』1985年)。
- (8) ハンチントンは日本における政軍関係論に最も影響を与えている政治学者であり、主著の *The Soldier and the State: The Theory and Political of Civil-Military Relations*, 1957は、市川良一訳で『軍事と国家』(原書房 1978年)として出版されている。他に *American Military Strategy*, University of California 1986; *The Common Defence: Strategic Programs in National Politics*, Columbia University Press, 1961; *American Politics: The Promise of Disharmony*, Harvard University Press, 1981; *Political Order in Changing Societies*, Yale University Press, 1969などがある。ハンチントンに関する日本の研究・紹介には、既述の三宅論文の他に廣瀬克哉「軍事専門職業論の論理構造とその限界—ハンチントンの『客体的文民統制論』批判—」(『思想』No. 709, 1983. 7)がある。筆者も「政軍関係論に関する一考察—ハンチントンの『二重政府論』を中心にして—(I)(II)」(『政治経済史学』No. 288, 289. 1990. 4, 5)を発表している。また、筆者はハンチントンなどの政軍関係論を根拠に据えた著作・論文を以下のように数点発表している。『近代日本の政軍関係』(大学教育出版社 1987年)、「統帥権の独立制の形成と戦争指導」(富田信男編『明治国家の苦悩と変容』北樹出版 1979年)、「統帥権干犯論争と参謀本部」(『日本歴史』No. 376, 1979. 9)、「太平洋戦争直前期における戦争指導」(『政治経済史学』No. 186, 1980. 11)、「満州事変前後期における軍制改革と陸軍」(『日本歴史』No. 429, 1984. 2)。
- (9) パールマターの主な著作には次のものが。 *Life and Times of Menachem Begin*. Double-

day & Company, Incorporated, 1987; *Political Roles and Military Rulers*. International Specialized Book Service, 1981; *Military and Politics in Israel*. International Specialized Book Service, 1977; *Egypt: The Pretorian State*. Transaction Publishers, 1974

- (10)この問題については、拙稿「天皇制国家の軍事機構」（菅孝行編『叢論日本天皇制Ⅱ 天皇制の理論と歴史』柘植書房，1987年）を参照されたい。
- (11)ファイナーには他に、*Changing British Party System, 1945-1979*. 1980などの単著がある。
- (12)Finer, *The Man on Horseback*, pp. 149-167.
- (13)*Ibid.*, pp. 151-156. 筆者のこのファイナーの分析についての評価は概ね妥当と考えており、それは前掲「政軍関係論に関する一考察」における「第三章 ファイナーの政治文化的比較論」で詳しく論じている。